

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社磯村

3 随意契約理由

本業務は、泉尾配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の薬品の受入れから注入点までの設備構成並びに構成する機器や部品、材料の選定及び注入等に関する制御方法は、株式会社磯村が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社磯村が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

境川営業所跡施設昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、境川営業所跡施設に設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、三菱電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせ製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を迅速に行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

当該昇降機にかかる保守点検業務は三菱電機ビルソリューションズ株式会社へ事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等が生じた場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、三菱電機ビルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 咲洲配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

横手産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、咲洲配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、横手産業株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、横手産業株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場外6か所酸注入設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

J F E アクアサービス機器株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場上系及び庭窪浄水場に設置している酸注入設備並びに長居配水場、住吉配水場、住之江配水場、舞洲給水塔、城東配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、磯村豊水機工株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務はJ F E アクアサービス機器株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはJ F E アクアサービス機器株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予算・決算・契約・在庫等を管理する水道局財務会計システム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して、富士通株式会社が当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものです。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、富士通 Japan 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開していません。

よって、本業務を履行できるのは富士通 Japan 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部経理課（電話番号06-6616-5453）

水道局総務部管財課（電話番号06-6616-5464）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 水道局お客さまサポートページ運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社太洋堂

3 随意契約理由

本業務は、水道局お客さまサービス向上の一環として、各種情報を提供するために設置された水道局お客さまサポートページ（以下「サポートページ」という。）について、チャットボットの運用管理及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

サポートページは、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社太洋堂が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）
（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付けを行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、利用実績に応じた性能管理や資源管理のための統計処理や変則的なお客さまセンターの運営時間に連動した電話ガイダンスの設定、障害発生時の緊急対応等の保守を行うものです。

本システムは上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）
（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 お客さまセンターシステム機器更新に伴うシステム改修業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付けを行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、令和4年10月末に現行機器のリースが終了するため、新規機器を別途借り入れて業務継続する予定ですが、新規機器上で本システムを稼働させるための改修を行うものです。

本システムは上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）
（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、勤怠管理や給与支給だけでなく、人事考課や研修履歴などを一元的に管理する庶務事務・人事給与システム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うとともに、全国的な制度改正に対応したプログラム修正等の軽微なソフトウェアの改修を行うものです。

本システムは富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して、富士通株式会社が当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものです。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、富士通 Japan 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておりません。

よって、本業務を履行できるのは富士通 Japan 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号06-6616-5420）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和4年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 大阪水道総合サービス

3. 随意契約理由

本業務は、当局が周辺水道事業体から受託している技術支援業務について、進捗会議へ出席し技術的な助言や提案、資料作成、管路更新工事に係る施工監理などを当局と一体となって業務を行うとともに、支援ニーズの把握や支援業務の精度向上を目的とした周辺水道事業体へのニーズ調査を共同で行うほか、海外水ビジネスパートナー制度の事務局業務を行うものです。

これら業務の実施にあたっては、当局がこれまで築いてきた技術力・ノウハウを活用し、周辺水道事業体が抱える課題について技術的な支援を行うほか、開発途上国の海外事業体に対する、民間企業と連携したインフラ整備について、当局と一体となって進めていく必要があるため、当局が担うべき役割を熟知し、当局と同等の技術力・水道事業に関するノウハウを保有していることや、水道事業体の現場経験を活かした立場からコンサルタント会社や請負業者等に対しての指導経験が求められます。

上記業者は、外郭団体評価委員会における、令和2年度以降の新たな外郭団体として当局の行政目的である他の市町村の支援を技術・ノウハウ・人材面から補完できる唯一の法人です。また、上記業者は長年にわたり当局の水道事業に関する業務を受託し、本市水道事業を補完する役割を果たしてきているため、当局が担うべき役割を熟知し、水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを蓄積してきているとともに、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村の水道事業に係る業務の受託実績を積み重ねています。また、民間企業との海外展開を進めるなど水道事業に関する広域連携や海外展開に関して、当局と同等の技術力やノウハウを有していることから、本業務の実施にあたる条件を全て満たす唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

水道局総務部経営改革課事業推進担当（電話番号06-6616-5507）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和4年度 水道事業体等への研修の実施他業務委託

2. 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3. 随意契約理由

本業務は、当局が体験型研修センターで実施している他都市水道事業体や各種団体等への研修（以下「水道事業体研修」という。）における講師業務及び申込受付、準備、運営、受講料の徴収、並びに体験型研修センター施設・設備の点検等の管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を行うものです。

これら業務の実施にあたり、水道事業体研修においては、当局が取水から給水に至る水道トータルシステムで培ってきた、当局独自の技術・ノウハウと一般的な水道技術について研修をしているものであり、その業務を行うためには、当局と同等の技術力・ノウハウを保有していることが求められます。また、管理運営業務においては、当局浄水場等を再現した施設を対象としており、その管理運営を行うためには、当局特有の電気・機械設備の内容を熟知するとともに、故意に事故状態を発生させるなどの使用を想定した点検など、研修に応じた設備点検を行う必要があります。このことから、施設に対する専門的な知識・技術・技能と研修に関する知識をトータルに保有していることが求められます。

上記業者は、外郭団体評価委員会において、令和2年度以降の新たな外郭団体として、当局の行政目的である他の市町村の支援を技術・ノウハウ・人材面から補完できる唯一の法人とされています。また、上記業者は長年にわたり当局の水道事業に関する業務を受託し、本市水道事業を補完する役割を果たしてきているため、当局が担うべき役割を熟知し、水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを蓄積してきていることから、本業務の実施にあたる全ての条件を満たす唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

水道局総務部職員課研修・厚生担当（電話番号06-6322-0576）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 お客さまセンター管理業務委託

2 契約の相手方

阪急阪神ビルマネジメント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまセンター入居建物における付帯設備の保守点検・清掃等を行い、施設を維持管理する業務です。

お客さまセンター運営場所である福島阪神ビルディングの賃貸借契約は、阪神電気鉄道株式会社と締結しています。

本業務の実施について、賃貸借契約では阪神電気鉄道株式会社から当建物の管理業務を委託されている阪急阪神ビルマネジメント株式会社と別途契約を締結することとされています。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

浅野アタカ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場下系及び豊野浄水場に設置している酸注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、アタカ大機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせで製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は浅野アタカ株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは浅野アタカ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場外 17 か所浄水管理設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場（東淀川浄水場含む）外 2 か所に設置している管理設備、柴島浄水場外 7 か所に設置している監視制御設備及び柴島浄水場外 17 か所に設置している総合水運用システムの保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は株式会社日立産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社日立産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2403）

（注）各設備の設置場所

- ・柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）外 2 か所に設置している管理設備
柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）、一津屋取水場、庭窪浄水場
- ・柴島浄水場外 7 か所に設置している監視制御設備
柴島浄水場、庭窪浄水場、楠葉取水場、巽配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、泉尾配水場
- ・柴島浄水場外 17 か所に設置している総合水運用システム
柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）、一津屋取水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場、大淀配水場、巽配水場、大手前配水場、住吉配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、城東配水場、泉尾配水場、真田山加圧ポンプ場、北港加圧ポンプ場、鶴見配水場、桜宮配水場

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 災害情報システム運用保守及び動作確認等業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本業務は、地震等大規模な災害により水道局が被災した場合に、被害情報や応急給水情報等、災害時に必要な水道局内の情報を一元的に集約し、水道局内及び他都市応援隊との情報共有などを行う災害情報システム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行い、OS のバージョンアップ等に伴う動作確認及び必要に応じて改修を行うものです。

本システムは、上記業者が独自の仕様で設計し、開発を行ったものであり、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（危機管理）（電話番号06-6616-5513）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 ガスクロマトグラフ質量分析計ほか3点保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社島津アクセス

3 随意契約理由

本業務は、ガスクロマトグラフ質量分析計、HS&トラップーガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計及びパージ&トラップーガスクロマトグラフ質量分析計（株式会社島津製作所製）の保守点検業務を行うものです。

本装置は水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、株式会社島津製作所が本装置専用に成型及び加工した精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造したものです。保守点検業務を履行するためには、専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

本装置の保守点検業務は株式会社島津アクセスに移管されており、専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識を有し、保守点検を実施することができるのは、株式会社島津アクセスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所（電話番号06-6815-2366）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社カクタス

3 随意契約理由

本業務は、水道事業への認知度及びイメージの向上を目的として市内6カ所に設置している常設型給水スポット及び各種イベントにおいて水道水の安全性やおいしさの啓発を行う移動型給水スポットを安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持することを目的に保守点検を行うものです。

当該給水スポットは、株式会社カクタスが独自にデザイン設計・制作・設置を行ったもので、他に同様の機器がない唯一のものであり、保守点検を行うにあたっては、内蔵している冷水機及び電気制御全般を含めて、本機器特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

また、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、上記業者以外が本業務を履行し、給水スポットに障害が発生した場合、その原因が給水スポットの問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、株式会社カクタスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（電話番号06-6616-5404）